

令和4年度第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日時 令和4年7月21日（木）午後2時00分から4時00分まで

2 会場 千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

3 出席者

【委員】 岡本委員、齋藤（一）委員、高梨委員、武井委員、鳥越委員、
初芝職務代理、松崎委員、三須委員、森元委員、山下会長
※15人中10人の委員が出席

【事務局】 健康福祉部：富田部長
地域福祉課：和田課長、中田課長補佐、井本主査、
荒井主任主事、平野主任主事

※傍聴人1人

4 議題

(1) 議題1

分科会会長及び会長職務代理の選出について

会長として、委員の互選により、山下委員が選出され、承認を得た。
会長職務代理として、山下会長の指名により、初芝委員が選出され、承認を得た。

(2) 議題2

千葉市再犯防止推進計画の原案について

事務局から「千葉市再犯防止推進計画の原案」について資料1及び2に基づく説明を行い、
審議が行われ、了承された。

(3) 報告事項1

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 開催予定について

事務局から千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催予定について資料3に基づく説
明を行い、質疑応答を行った。

5 会議経過

(1) 開会

○事務局（井本主査） お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度 第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門
分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の井本と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。

「次第」、「委員名簿」、「席次表」、続きまして、
資料1「千葉市再犯防止推進計画（原案）の概要」

資料2「千葉市再犯防止推進計画（原案）」

資料3「千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 開催予定」

参考資料「千葉市社会福祉審議会条例」となっております。

なお、資料1、資料2については、事前に送付させていただいたものから、誤植等を若干修正しており、机上配布のものが正式なものとなっております。

また、封筒をご用意いたしましたので、資料をお持ち帰りになる際にご使用ください。不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。

続きまして、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項に、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められており、同8条第3項に、「前3条の規定は、専門分科会について準用する」と定められております。

本日は、委員総数15人のうち10人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会の会議は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。なお、傍聴人におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします

それでは、開会にあたりまして、保健福祉局 健康福祉部長の富田よりごあいさつ申し上げます。

○事務局（富田部長） 皆様こんにちは。健康福祉部長の富田でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また大変お暑い中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は委員の改選後、初めての分科会となりますが、地域福祉専門分科会は千葉市社会福祉審議会条例に基づき、地域福祉分野に係る専門分科会として設置された組織でございます。

主な議題といたしましては、昨年度策定をいたしました千葉市地域福祉計画をはじめ、貧困対策としてのアクションプランや、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例、昨年度末からは新たに、本日の議題でもあります、千葉市再犯防止推進計画に関する事など、地域福祉という名のとおり、非常に広範で多岐に渡る内容を皆様にご審議いただいているところでございます。

さて、第5期地域福祉計画につきましては、策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。おかげさまをもちまして、今年3月末に策定することができました。

例年であれば、本日の分科会のタイミングで前年度の取組状況についてご報告させていただくところですが、新型コロナウイルスの影響を様々な形で受けておりますため、次回12月の本分科会でご審議いただけるよう準備を進めています。どうかご了承ください。

本日は、主に千葉市再犯防止推進計画の原案についてご審議いただきたいと考えております。この原案は、刑務所や少年院など矯正施設の方々や保護司や更生保護女性会など日頃から犯罪をした人の支援にあたっているの方々、その他弁護士会や千葉県地域生活定着支援センターの方々など、再犯防止に係る専門的知見をお持ちの方々と協議を重ねて策定した内容となっております。犯罪をした人も地域の一員として孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域福祉に造詣が深い本分科会の皆様にご審議をいただいたうえで、策定したいと考えておりますので、どうかご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、限られたお時間ではございますが、専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（2）委員の紹介

○事務局（井本主査） 続きまして、次第の3に入らせていただきます。

本日は、委員改選後初めての地域福祉専門分科会の開催となりますので、事務局からお手元にごございます名簿に沿って、当分科会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

○事務局（和田課長） 地域福祉課長の和田でございます。失礼して座ってご紹介をさせていただきます。

それでは、お手元の「委員名簿」の順に、各委員さんをご紹介させていただきます。お名前を呼ばれた委員につきましては、大変恐縮ですが、ご起立いただきまして一言ご挨拶いただきますようお願いいたします。

千葉県議会議員保健消防委員会委員長 三須 和夫 様でいらっしゃいます。

○三須委員 三須と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉県社会福祉士会監事 岡本 武志 様でございます。

○岡本委員 千葉県社会福祉士の岡本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表 川畑 利博 様ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、千葉市民生委員児童委員協議会会長 齋藤 一男 様でいらっしゃいます。

○齋藤（一）委員 齋藤でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市身体障害者連合会副会長 高梨 憲司 様でいらっしゃいます。

○高梨委員 高梨と言います。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市地域自立支援協議会会長 高野 正敏 様ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、千葉市老人福祉施設協議会会長 鳥越 浩 様でいらっしゃいます。

○鳥越委員 鳥越です。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市社会福祉協議会会長 初芝 勤 様でいらっしゃいます。

○初芝委員 初芝と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市赤十字奉仕団本部委員長 森元 秧 様でいらっしゃいます。

○森元委員 森元でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市医師会会長 斎藤 博明 様ですが、まだご到着が遅れているようでございます。

続きまして、千葉市ボランティア連絡協議会会長 住吉 タミコ 様ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、千葉市町内自治会連絡協議会 武井 雅光 様でいらっしゃいます。

○武井委員 武井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、千葉市青少年育成委員会会長会会計監査 藤田 啓子 様ですが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、元淑徳大学教授 松崎 泰子 様でいらっしゃいます。

○松崎委員 松崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 続きまして、淑徳大学総合福祉学部准教授 山下 興一郎 様でございます。

○山下委員 山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 以上になります。次に、事務局職員を紹介いたします。先ほどご挨拶させていただきました、保健福祉局健康福祉部部長の、富田 薫でございます。

○事務局（富田部長） 富田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（和田課長） 続きまして、地域福祉課課長補佐の、中田 裕之でございます。

○事務局（中田課長補佐） 中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（和田課長） 最後になりますが、私は、地域福祉課課長の、和田 明光でございます。

ます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

その他の職員につきましては、恐れ入りますが、お手元の席次表で、紹介に代えさせていただきます。紹介は以上でございます。

(3) 議題1 分科会長及び会長職務代理の選出について

○事務局（井本主査） それでは、次に「次第4 議題（1）分科会会長及び会長職務代理の選出について」に移ります。

本日は、委員改選後初めての会議となりますので、分科会の会長を選出する必要がございます。

会長の選出については、千葉市社会福祉審議会条例第5条第2項により、互選によることとなっております。また、職務代理者につきましては、同条第4項により、会長の指名によることとなっております。

会長選出までの間、健康福祉部長が、仮議長を務めてさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局（井本主査） それでは、富田部長お願いします。

○事務局（富田部長） それでは、会長が選任されるまでの間、私が当分科会の仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

分科会の会長の選出については、互選によることとなっており、職務代理者につきましては、会長の指名によることとなっております。

まず、会長につきまして、自薦・他薦等がございましたら、お願ひ申し上げます。

○齋藤（一）委員 はい。

○事務局（富田部長） はい、齋藤委員お願ひいたします。

○齋藤（一）委員 これまでも、淑徳大学の山下先生に会長にご就任いただいております。第5期地域福祉計画の策定などにおいて、専門の見地からご指導いただいております。ぜひとも引き続きお願ひしたいと存じます。

○事務局（富田部長） ありがとうございます。

ただいま、齋藤委員から「山下委員を会長に」というご推薦をいただきました。みなさま、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局（富田部長） それでは、ご異議が無いようですので、山下委員に当分科会の会長をお願ひすることとし、以後の進行は山下会長にお願ひいたします。私の仮議長としての役割はこれで終わりいたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局（井本主査） それでは、山下会長におかれましては席をお移りいただき、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

○山下会長 山下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井本主査 山下会長、ありがとうございます。続きまして、分科会長職務代理の指名をお願ひいたします。

○山下会長 それでは、議事を続けます。

分科会長職務代理の選出についてですが、千葉市社会福祉審議会条例第5条第4項に、「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」と定めら

れており、同8条第3項に、「前3条の規定は、専門分科会について準用する」と規定されております。

僭越ながら、私の方から職務代理者を指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山下会長 ありがとうございます。

当分科会の趣旨を踏まえ、分科会長職務代理には、やはり、地域福祉の第一の担い手である、千葉市社会福祉協議会の代表の方が適任であると思われま。

これまでも千葉市社会福祉協議会の代表の方には、当分科会の職務代理として貢献していただいております。実績や経験が豊富でいらっしゃる、初芝 勤 委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山下会長 初芝委員よろしいでしょうか。それでは、初芝委員に職務代理をお願いいたします。初芝委員には、こちらの職務代理席にお移りいただき、就任のごあいさつをお願いします。

○初芝職務代理 先ほど、山下会長からご指名をいただきました、千葉市社会福祉協議会の初芝でございます。山下会長の補佐役が務まりますよう努力して参りますので、どうぞよろしくをお願いします。

○山下会長 初芝委員、ありがとうございました。

(4) 議題2 千葉市再犯防止推進計画の原案について

○山下会長 それでは、次第に従いまして、これより「次第4、議題(2) 千葉市再犯防止推進計画の原案について」に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(和田課長) 地域福祉課長の和田でございます。

議題の(2) 千葉市再犯防止推進計画の原案について、ご説明いたします。座って説明をさせていただきます。お手元の資料1「計画【原案】の(概要)」と資料2「千葉市再犯防止推進計画(原案)」をご用意ください。

まず、資料1についてです。

こちらは、資料2の計画原案の要点をまとめた概要版でございます。計画の内容について、本日はこちらを中心に説明をさせていただきます。

次に、資料2についてです。

こちらは計画の原案でございます。本年3月に開催いたしました、本分科会でご承認いただきました策定方針案を基に、刑事司法機関や犯罪をした人等への支援に関わりのある民間団体など、専門的な知見を有する方々で構成する「千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会」におきまして、計画の素案を5月に、原案を今月に協議し、修正等のご意見を反映させたものでございます。

説明の流れについてですが、まず、資料1に基づき、計画の概要を説明させていただきます。3月にご承認いただきました策定方針案の際の説明と一部重複するところもございますが、改選により新たに本分科会の委員になられた方もいらっしゃいますので、ご容赦いただければと存じます。

次に、資料2の計画原案についてですが、資料1の概要を補足する形でご説明いたします。

それでは、まず資料1をご用意いただきまして、表紙をご覧ください。

本計画の名称ですが、3月の分科会の時点では、計画の名称については、カッコ書きで「仮称」を付けておりましたが、先日の協議会における協議を経まして、本計画の名称を千葉県再犯防止推進計画といたします。

次に、3ページをご覧ください。

このページでは、まず再犯防止推進計画とは何なのか、ということに記載しております。再犯防止という言葉は普段の生活の中では馴染みの薄い言葉だと思われるので、何を目的とした計画なのか、という説明を記載いたしました。

再犯防止推進計画は、国や民間団体などと連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するための計画でございます。

次に、4ページをご覧ください。「2 計画の策定体制」でございます。

(1)の千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会についてですが、次の5ページをご覧ください。

再犯防止という分野は非常に専門性の高い分野であると考えておりますので、市の再犯防止推進計画を策定するため、刑務所や少年院などの矯正施設や犯罪をした人等の支援を行う関係団体など、再犯防止に専門的な知見を有する方々にお集まりいただき、連絡協議会を設置いたしました。この協議会で、計画に記載する内容の検討・協議を行いまして、いただいたご意見を踏まえ、本分科会にお諮りする案が出来上がっております。さらに後ほどご説明いたしますが、統計データの提供やコラムの寄稿などにもご協力をいただいております。

再犯防止推進計画は、犯罪をした方などが地域の一員として孤立することなく、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにするためのものであると考えておりますので、地域福祉の視点からぜひともご意見をいただければと考えております。

この協議会と本分科会における計画策定の流れにつきましては、次の6ページをご覧ください。これまで、協議会を3回、本分科会を1回開催いたしまして、検討・審議を行って参りました。

今後は、本日の分科会でご審議いただきます原案を基に、パブリックコメント手続を実施し、市民からのご意見を踏まえ、協議会で最終案を検討し、分科会にお諮りする、という予定でございます。

次の7ページをご覧ください。「5 計画の体系」でございます。

本計画は、第1章から第4章と、資料編とで構成しており、資料の点線で囲った四角のところに、それぞれどのような内容を記載しているのかの概要を記載しております。なお、第3章につきましては、この計画の中核をなす部分でございますので、次のページに詳しい構成を記載しております。8ページをご覧ください。

「第3章 施策の推進」では、再犯防止の推進に向けた本市の取組について記載しております。内容としましては、1の犯罪をした人達の社会復帰に向けた包括的な支援体制の構築と、2の個別課題の解決に向けた取組の2つに分けております。個別課題の解決に向けた取組では、6つの取組の柱のもとに、再掲を含めまして44の事業を掲載しており、これらの事業を着実に実施していくことによって、再犯防止につなげて参りたいと考えております。

続きまして、第1章の説明に移ります。

第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけなど計画の策定の基本となる内容を記載しております。

10ページをご覧ください。「1 計画策定の趣旨」でございます。

(1)ですが、警察等の捜査機関が犯罪の発生を把握したことを示す刑法犯の認知件数は、全国的に年々減少傾向にあるのですが、刑法犯により検挙された人のうち検挙が2回目以上となる再犯者の割合は、令和2年には昭和47年以降最も高くなっていること。(2)は、犯罪をした人の中には、地域の中で生活する上で様々な課題を抱えている場合が多く見受けられる

こと。(3)は、犯罪をした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、地域で孤立させない息の長い支援を、国だけではなく地方公共団体や民間団体等が連携協力して行うことが重要であること。(4)は、再犯防止推進法が制定・施行され、再犯防止施策を実施する責務が地方公共団体にもあることが明記されたことなどの背景を踏まえまして、犯罪をした人等が地域社会の一員として生活できるための円滑な社会復帰と、犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを目指して、千葉市再犯防止推進計画を策定することといたしました。

次の11ページをご覧ください。「2 計画の位置づけ」です。

本計画は、再犯防止推進法に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定いたします。また、「千葉市基本構想」及び「千葉市基本計画」の理念や将来像との整合を図るとともに、関連する個別部門計画とも連携して参ります。

次に、「3 計画期間」ですが、令和4年度から令和8年度までを予定しております。

次に、12ページをご覧ください。「4 支援対象者」です。

本計画における支援対象者ですが、再犯防止推進法の規定に基づいた方とすることを考えておりまして、ここでいう犯罪をした人等とは、刑務所などの矯正施設に収容されている人や保護観察対象者、満期釈放者のほか、警察限りで事件を処理して終結する手続きであります微罪処分となった人、起訴猶予となった人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとしております。

次に13ページをご覧ください。「5 基本方針」です。

こちらは法律の基本理念や国・県の再犯防止推進計画を踏まえまして、4つの項目を掲げております。

1つ目は、犯罪をした方なども地域社会の一員として孤立することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取り組みを推進して参ります。

2つ目は、国や県などの関係機関や民間団体等との緊密な連携協力を確保しまして、あらゆる方と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んで参ります。

3つ目は、国や県などとの適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげて参ります。

4つ目は、再犯の防止等に関する取組は、犯罪の被害に遭われた方たちの存在を十分に認識して行って参ります。

続きまして、「第2章 再犯防止を取り巻く状況」に移ります。

第2章では、犯罪の発生状況、刑務所等出所時の状況、再犯防止にかかる市民の意識調査など、様々な視点から見た再犯防止を取り巻く状況について、統計データを基にグラフ化するとともに、犯罪をした人等の刑事司法手続きの流れを記載しております。

なお、今ご覧いただいている概要版では、犯罪の発生状況と、刑務所等の出所時に帰住先がない人、保護観察終了時に無職である人の割合のみを載せております。その他の項目については、資料2の計画原案でご確認いただければと思います。

また、掲載データの多くは、私ども千葉市では持ち合わせていないため、千葉県警や法務省東京矯正管区、千葉保護観察所から提供いただきました。また、データによっては千葉市のみのデータではなく、千葉県あるいは全国単位の統計データとなっておりますことをご承知おきいただければと存じます。

それでは、資料の15ページをご覧ください。「1 犯罪の発生状況」です。

(1)では刑法犯の認知件数や検挙の数、(2)では再犯率を掲載しております。刑法犯の認知件数、検挙件数、再犯者数ともに減少傾向にありますが、再犯率については5割以上を推移しております。

16ページと17ページには、「3 刑務所等の出所時における動向」としまして、

16ページでは、刑務所出所時に帰住先がない人とその割合を記載しています。こちらは全国のデータとなりますが、刑務所を満期で出所した人のうちの2割弱の人が、帰り住む場所が確保されないまま刑務所を出所しております。17ページには保護観察終了時に無職である人の数及びその割合を、20歳以上の方と20歳未満の方に分けて掲載しております。保護観察とは、犯罪をした人等が、社会の中で更生するように、指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分の少年、少年院を仮退院となった人、刑務所等から仮釈放された人、刑務所等には入所せずに保護観察付執行猶予に付された人などが保護観察処分の対象となります。保護観察の期間は対象者により異なりますが、この期間中に、法務省の地方支分部局であります保護観察所に配置する保護観察官や、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアであります保護司さんなどが対象者の就労をサポートしているのですが、保護観察が終了したときに無職である人の割合は、令和3年は、20歳以上が約35%、20歳未満は約5%となっております。

続きまして、「第3章 施策の推進」に移ります。

資料の19ページをご覧ください。「1 犯罪をした人達の社会復帰に向けた包括的な支援体制の構築」です。

こちらについては、資料2の計画原案の本文の記載箇所も合わせてご確認いただければと存じますので、資料2の24ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、本市における「重層的・包括的相談支援体制」を検討するに至る背景の説明として、

(1)では地域を取り巻く現状認識と課題について、本市では、あんしんケアセンターや生活自立・仕事相談センターなど各支援制度のもとで相談者の属性に応じた専門的支援を行って参りましたが、8050問題やごみ屋敷、ヤングケアラーなどの単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が地域において発生しており、個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える方が顕在化していること。また、犯罪をした人等が地域の中で日常生活を営む上で抱える問題も、規範意識の低下、人間関係の希薄化、生育環境や家庭環境、虐待や貧困の問題など、複雑化・複合化した内容であることが多く、これらの人への支援に際しては、行政と民間相談支援機関が連携し、分野横断的かつ切れ目のない対応が求められていることを記載しております。

(2)では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関して、国が新たに創設した事業であります「重層的支援体制整備事業」について記載しております。

それでは、再び資料1のほうにお戻りいただきまして、19ページをご覧くださいませなのですが、こちらに重層的支援体制整備事業のイメージ図を掲載しております。

このページの右上の重層的支援体制整備事業の効果と書かれた部分をご覧くださいませなのですが、この体制を整備することにより、相談支援を入口として、出口の専門的支援であります参加支援につなげていき、さらに地域づくりに向けた支援を推進することにより、地域の中で人と人との多様な繋がりが作られ、ひいては地域住民の気づきが生まれやすくなり、新たな相談支援へ早期に繋がりがやすくなるという好循環をもたらすことが期待できます。

これらの状況を踏まえまして、本市におきましても、複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的・包括的相談支援体制の構築に向けた検討を進めているところでございまして、今計画期間中の体制構築を目指して参ります。

なお、本市における「重層的・包括的相談支援体制」の構築については、今年度中に一定の方向性を定めることを目標に、現在検討を進めている最中とございますので、現段階ではいま申し上げたような記載にとどまりますが、検討の進捗状況に応じてこちらの記載は変えていくことを考えております。

また、このページの右下部分ですが、犯罪をした人等への支援についても、千葉県が実施しております「地域生活定着促進事業」や、千葉県再犯防止推進計画の中で位置付けております「犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進」の動きと連動しつつ、千葉県地域生活定着支援センターや中核地域生活支援センター等と連携しながら、現在本市で検討しております「重層的・包括的相談支援体制」の中で包括的に受け止め、安定した地域生活を送ることができるように支援して参ります。

次に、資料1の20ページをご覧ください。「2 個別課題の解決に向けた取組」です。

ここでは、再犯防止の推進に向けた本市の取組について、6つの取組の柱のもとに、再掲を含め44の事業を掲載しております。取組みの柱ごとに主な取組事業についてご説明します。

最初に、「取組1 就労・住居の確保のための取組」のうち、就労の確保のための取組では、生活自立・仕事相談センターにおいて生活に困りごとや不安を抱えている方への悩みに応じた支援や、千葉市保護司会連絡協議会との就労支援協定に基づき、保護観察中の少年等を本市の臨時職員として任用することにより、自立と社会復帰を支援して参ります。

次に、住居の確保のための取組では、離職等により住居を喪失するおそれのある方に対する住居確保給付金の支給や、犯罪をした人など住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への入居を支援する制度を周知し、住宅の円滑な入居の促進を図ります。

次に、資料の21ページをご覧ください。

「取組2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」では、生活保護制度による支援により、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長して参ります。また、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的・包括的相談支援体制を構築して参ります。

「取組3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組」では、児童生徒、少年、保護者、学校などを対象に相談活動を行い、必要に応じて訪問相談も行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じて、児童生徒の置かれた環境に働きかける支援を行います。

次に、資料の22ページをご覧ください。

「取組4 犯罪をした人などの特性に応じた支援等のための取組」では、発達障害者支援センターや障害者基幹相談支援センターにおいて、特性に応じた相談支援を実施して参ります。

また、千葉市依存症治療・回復プログラムを通じて、薬物やアルコールをやめたいと思う方へ支援して参ります。

「取組5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組」では、保護司会等の更生保護団体への支援を行うとともに、社会を明るくする運動や非行防止にかかる広報・啓発活動などについて、市政だよりや市ホームページなどで広く周知して参ります。

最後に、「取組6 国や民間団体等との連携を強化するための取組」では、矯正施設や刑事司法関係機関、民間支援団体と緊密に連携協力しながら再犯防止を推進するためのネットワーク会議を設置し、意見交換などを行います。

次に、「第4章 計画の推進に向けて」に移ります。第4章では、計画策定後の推進体制と評価を記載しております。資料の24ページをご覧ください。

こちらの図は、計画の推進体制と評価のイメージ図でございます。

まず、庁内・外部各関係機関の相互の連携強化・情報共有と、再犯防止に対する意識醸成、周知啓発を目的とした、国・県・関係団体と千葉市の関係部署で構成する予定である、仮称ですが「千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」を設置いたします。その中で、計画における取組事業の報告、助言や意見交換を行って参ります。

その後、本分科会におきまして、計画の進捗やネットワーク会議の報告を受け、計画の進捗確認や、総合的な評価を行っていただく予定でございます。

次に、「今後のスケジュール」です。資料の26ページをご覧ください。

本日お示ししました計画原案につきまして、ご意見等を賜りながら修正を行い、8月中旬からパブリックコメント手続きを実施したいと考えております。その後、パブリックコメント手続きで寄せられたご意見に対する市の考え方をまとめた後、11月の協議会で最終案の検討を行い、12月に本分科会を開催し、最終案を審議していただき、承認いただけましたら、計画を確定し、来年1月に計画を公表する予定でございます。

以上で、資料1に対する説明を終了させていただきます。

続きまして、資料2 計画原案について説明させていただきます。資料2をご用意ください。こちらは計画の原案でございますが、総ページ数が80ページを超えますので、資料1の概要を補足する形でご説明いたします。

それでは、5ページをご覧ください。

第2章では、再犯防止を取り巻く状況としまして、関係機関から提供していただきました各統計データをグラフにして掲載しております。

次に、11ページをご覧ください。

本計画には、再犯防止に関わりのある団体にご寄稿いただきましたコラムを掲載しております。

各機関の取組などをコラムという形で掲載することにより、本計画への理解と、各機関がどのようなことに取り組まれているかの理解をそれぞれ深めていただくことにつながることを期待しております。

次に、21ページをご覧ください。

こちらは、本年4月に「再犯防止にかかる市民の意識調査」として実施しました、WEBアンケートの調査結果の一部を掲載しております。回答者の属性や、その他の質問回答につきましては、巻末資料に掲載しております。また、選択肢における「その他」の自由記載の内容などは千葉市ホームページで確認できますので、お時間がございましたらご覧いただければと存じます。

次に、29ページをご覧ください。

ここからは、個別課題の解決に向けた取組として、再犯防止の推進に向けた本市の取組について記載しております。

記載の構成ですが、まず、その取組ごとに現状や課題などを記載したうえで、その下の表に、取組に関連する市の事業等を記載するとともに、取組と関連のあるコラムを掲載しております。

次に、市の事業を掲載する表についてご説明いたします。

表の記載項目は、「事業名と担当課」「取組内容」「関連ナンバー」としており、「取組内容」については、「評価指標」「評価単位」「令和3年度実績」、本計画の最終年度であります令和8年度の「目標」を記載することとしております。

「評価指標」と「評価単位」は、その取組の「実績」や「目標」となる数値は何を表すものを説明するもので、たとえばナンバー3をご覧ください。こちらの事業は、高齢者の就労等に向けた支援を行うものでございまして、「評価指標」の欄には、個々の相談者の能力に適した就労先の数を確保するため、「就労先の開拓件数」、「評価単位」の欄には「件」と表記しております。なお、ナンバー4のように「評価指標」や「評価単位」の数値を掲載することが難しい事業もございます。

本計画に掲載する44の事業については、再犯防止に資する取組として、庁内関係課と連携を図りながら取り組むとともに、計画策定後も進捗管理等を行い、再犯防止の推進に努めて参ります。

次に、52ページをご覧ください。ここからは資料編になります。

まず、四角番号の1、相談窓口一覧ですが、本計画の支援対象者や保護司さんをはじめ犯罪をした人等への支援を行う関係者の方に広くご利用いただく視点から、相談窓口の概要と連絡先を掲載しております。

次に、77ページになりますが、先ほどもご説明いたしました、四角番号の5として、WEBアンケート調査結果のデータを掲載しております。

最後に、81ページになりますが、本計画の中で使用している言葉の中には、市民の方にはなじみの薄いものもございますので、四角番号の6として、用語集も掲載しております。

私からの説明は以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

それではただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問がございましたら、挙手の上発言をお願いします。

本日はこれが中心的な議題でご審議いただくこととなります。いかがでしょうか。では武井委員。

○武井委員 はい。指名いただきました武井でございます。

正直なところ、送られてきた資料を見た時には、これはたたき台でこれから肉付けして仕上げるのかと思ったら、どうもこれをそのままパブリックコメントに出すような説明でしたので非常に驚いています。

いくらなんでもこのまま出すのかという感じのところはかなり見受けられまして、今、説明されたところのなかでも、一番典型的なのは、刑余者等について、どういう支援をしていくかという計画だと思うんですが、大体書いてある施策って一般的なもう既にある施策ばかりです。又刑余者等だけではなく全体のことを書いているので、計画として再犯防止ということを挙げていくのであれば、それに焦点を絞らないといけないんじゃないでしょうか。

ここに書かれている内容を見てみると、一番典型的かなと思ったのが、この資料の35ページのところの一番初めのところから、犯罪をした人のうち、刑務所から出た人の高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という短い期間で再犯に至っています。知的障害のある受刑者についても再犯に至るまでの期間が短いというような実態を書かれているわけですが、その後書いてあるのは、こういうことを実施してきましたというような形で書かれています。本来だったら、こういうことを実施してきても、計画の最初に書かれているような実態があるので、それに対してどういう施策をして、対応していくかということを書かないと、本来の計画の意味がなくなってしまうと思うのです。また各々書いてあるところを見ても、こういう制度がありますよと書いてあるのは、全部に適用する制度であって、犯罪を犯した人への対応をこういうふうにしていきますよっていうのが、計画の中の施策全部読んでみても全然書かれていないんですね。

ですので、これが再犯防止の計画になるんですかっていうのが、第一に感じたところです。それから、計画の期間を今年度の令和4年度から入れて、どうするつもりなのかというのが感じたところです。パブリックコメントを出す段階に至っていないんじゃないかなっていうのが正直なところなんです。

○山下会長 はい。ご意見をいただきました。皆さんの感想とかご意見聞く方が、いいと思いますが、他にございますか。高梨委員お願いします。

○高梨委員 はい。身体障害者連合会の高梨といいます。

初歩的な質問で申し訳ないんですが、既に書かれているようでしたら結構なんですけど、計画というのは、いわゆる、いかに実効性あるものにつなげていくということが大事だと思います。そういった意味で3点お伺いします。

一つは刑務所から出所したときに、帰住先がないという方が結構いらっしゃるという話がありました。

実は県の相談支援専門部会で、かつて話題になったことなんですけど、他県の遠方の刑務所から、知的障害のある方が出所して、千葉県内のある市に昔いたことがあるのでそこに戻りたいという希望だったんですが、既に身寄りはなく、誰がその希望を受け止めて支援体制に乗せるのか、ということが大変議論になりました。

この計画の中で、まずいろんな支援があるわけですけど、その支援に乗せるまでの役割を、誰がどのように果たしていくのかということがよくわからない。

2番目ですが、様々なサービスがありますけど、年齢や障害の有無ですとか、同じ障害があっても障害の種類等によって、サービス等が色々異なります。そういう中で、誰がキーパーソンになって、本人に継続的に寄り添ってやっていくのか、そこら辺がよくわからないのです。

ケアマネージャーはいるのか、或いは後見人がいるのか、それらは申請しなければ、自然につくわけではありません。ここら辺どのように考えていらっしゃるか。

3番目に、さらにその先で重層的な相談体制を構築するというお話でした。

この場合も、様々な関係機関が連携して行うわけですので、この時のキーパーソンはどういう立場の方が果たすのか。そこら辺を伺いたいと思います。

○山下会長 はい。他にございますか。

地域福祉専門分科会で、初めて再犯防止推進計画を策定する事務を取り扱っていますので、前回の分科会の際に、こちらで話し合う計画の柱だてをご提示して、それはご了承いただいたところですし、さらに、更生保護に関わっている委員の方が、前回いらっしゃいましたので、具体的な事例の機会についても承って、そして先ほどの連絡協議会メンバーの方々と千葉市の中で一定の計画を作ったというのが、今までの流れです。ここをお含みおきいただきたいと思います。

地域福祉専門分科会では再犯防止推進計画の原案について審議するのが役割なので、先ほどからご意見をいただいている内容は非常に貴重ですので、ぜひ皆様から、感想に近いのかも知れませんが、こうした取り組みを、正面から取り組まないといけない時代になっているので、ぜひご意見をいただきたいと思います。森元委員、マイクまわしてもいいですか。

○森元委員 ちょっとよく把握できてないので。

○山下会長 そうですよ。よくわかります。そうしましたら、松崎委員にお願いしてもいいですか。

○松崎委員 多分、前回の会議の時、話したかなと思っているのですが、更生保護によって生活を支援するということは社会福祉、特にソーシャルワーカーの教育の中では、スタート時点では入ってなかったんですけど、社会事業の歴史の中で言いますと、非常に長い感化救済事業です。犯罪を犯さざるをえないその社会的或いは家族関係の中では、やっぱり手を差し伸べなきゃいけないと思います。色々な問題があるということで、非常に歴史が古いですけれども、そのために保護司という方がいて、名称については非常に認知度が高いということがわかったので、保護司という言葉は市民の皆さんは結構知っておられるのかなと思いました。

今回、この計画で私が思ったのは、福祉もいろいろなサービスが出てきて、地域でサービスが整いつつあるんですけども、地域共生社会、ともに生きていく社会をつくっていくという非常に広い概念の中では、そのあたりは犯罪を犯さざるを得なかったようなそういう人たちの問題もあると思うんですが、私はまず、この福祉の方を考える前にですね、司法関係の中で、矯正保護とかそれから刑務所の中で社会に出たときの自立支援とか、出すときの任期や満期で釈放される時とか、或いは仮釈放とかいろいろあると思うんですけども、一般社会に出て行くときの支援が、一体どれぐらいのことをきちっとおやりになられているのかなってということが、非常に疑問に思っています。その部分にもソーシャルワーカーが大分入っていきながら、支援しているってことがわかってきているんですけど、どうもやっぱり、再び社会の中で、地域住民として生活する上で必要なことを、県の機関の中で、ちゃんと矯正保護の中でやっていただきたいと思います。この計画を見てもなかなか見えないのです。

それから福祉の方では、確かに、認知症の方は、繰り返し万引きをしたり、或いは知的や発達障害のある方が仮に犯罪を犯したりするということがあるのですが、それを犯罪と言っているのかどうか、ちょっと語弊がありますけれども、その辺のところの支援を、福祉の方ではすごく、取り組んできていると思っております。

社会に出ていくときに、どれぐらいのことを自立できていく或いは生活が安定する、そういうところをやっぱり司法の方は福祉と連携しながらやりたいということだと思うんですけど、そのところは多分、十分できてないのかなと思っております。

県の方のいろいろな計画を読んだのですが、様々な取り組みをしておられる県が結構あって、非常にユニークな取り組みで、就労も本当にきちんと定着するまでの就労支援をしていくんですね。そういう支援のあり方が、重層的に相談支援体制を整えても、本当にその地域の中で生活していけるようなことになるかどうかです。

また、本当に寄り添っているのは一体誰なんだろう、ということが少し疑問に思いました。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。

前回の審議会でも、住まいや認知症等、こういった方々へどのように対応するかというご発言があった気がします。

○鳥越委員 はい。繰り返しになってしまうかもしれませんが、例えば刑務所から出て、満期出所の方に関しては、「さようなら。もう二度と来るんじゃないぞ」、「わかりました、ありがとうございました」と言って、出所されていくのですが、出所された方でも帰る場所がない方がいらっしゃるんですね。なぜかという、刑務所に入っている間に家族が離散したり、離婚されてしまったとか、そういったことがあります。あとは高齢の方で認知症の方が、刑務所の中にいる時にはそんなにわからなかったんだけど、出所した途端にどうやって駅に行ったらいいのかわからないという方も聞いたりします。

あと、例えば知的障害の方できちんと服役したときに大体半分ぐらい刑期が過ぎれば仮釈放の対象になって、その時から保護司さんの生活環境調整に入ったりすると思うのですが、例えば本人がここに行きたい、帰りたいと言った場合、必ずしも家族じゃなくても別にいいと思うのですが、仮にその家族のところ、自ら戻りたいと言っても、家族がうちは嫌だ、帰ってきてほしくない、そうなると、戻ることは難しいですよという話になったりなんかしているようです。

いろいろと事例を見ていると、その方の住むところ、帰るところっていうのが一番大事であって、最近それをやっているのが地域生活定着支援センターの職員の方が出所する前から刑務所に足を運んで、本人といろいろ話していると聞いております。

だから、例えば、その中心になっているのが、地域生活定着支援センターの方がコアになって、様々な福祉施設とかケアマネさんもそうなんですけど、色々と調整していくのが、一つのやり方なのかなと考えています。

○山下会長 はい、よろしいですか。わかりました。民生委員さんの立場から何かありますか。

○齋藤（一）委員 いいえ。

○山下会長 無ければ、社会福祉士会からよろしいですか。

○岡本委員 千葉県社会福祉士会の岡本です。実際、社会福祉士会の会員で、千葉県社会福祉士会でも、刑事司法ソーシャルワーカーという者が活躍していて、出所するときに福祉的な支援が必要なその方たちに対して、実際に刑務所から出所するにあたって、障害のある方に対して、出所後の生活を弁護士と一緒に支援するというのは、実際にやっているところです。

年間の事例としては、確かマッチング支援というところ、弁護士と一緒にそのような支援を、確か10例ぐらいだったかな、それほど大規模にはやってないと思うんですけども、社会福祉士として支援しているという事例がございます。

また、地域包括支援センターの社会福祉士も、実際に高齢の方で万引きを繰り返す方で、実際に出所するというタイミングで直接連絡が来て、出所後、要介護認定につなげたりするということを社会福祉士の立場としてですが、そのような実績があります。

この計画に関しては武井委員がおっしゃったように、既存の相談機関だったり支援機関が載っているのがほとんどで、これで再犯防止に至るのかというのは少し疑問かなと思いました。

この計画を評価するときに、どういうふうに評価するんだろうなというところも、この計画が策定されたことで、どれだけ再犯防止に至ったかというのはなかなか評価が難しいのかなと思います。もし私だったら出所した人で再犯に至らなかったのは、こういうところの支援があったからとかいう、ヒアリングがあればできるかなとは感じたのですが、そういった評価方法が計画では難しいのかなと思ったのが印象です。

○山下会長 ありがとうございます。三須委員なにかございますか。

○三須委員 市議会議員の三須と申します。市議会議員をやっている、いろいろそういう相談には乗ったりしていますけども、法律や条例だけで考えていくというのは難しく、人間の気持ちはなかなか、一筋縄ではいかないというのがあると思います。やはり、どう愛情をもって接するかは、一番大きな問題だと思います。そういう中で、今までも帰ってきててもそのままということですけども、なかなか難しい。刑務所から出てきた方でも、やはり刑務所が良いと言って、万引きして喜んで入っちゃうという人も見受けられるようです。正直言って、私、今日初めてこのような会議に出させてもらって何とも言いようがないというのがあります。

○山下会長 はい、何とも言いようがないというのが、本当の答えだと思います。地域福祉の新しい問題、チャレンジであると思います。初芝委員、何かございますか。

○初芝職務代理 説明を伺いまして、ひとつひとつの事業が、いわゆる既存の取り組みの紹介みたいな形になっていて、今後、再犯の率をどう減らしていくか、件数自体減っているという話なんですけど、再犯の率は上がってしまう。これをどうしていくかということは、主に第4章に書かれている年間の計画の推進に向けて、今後どう体制を作っていくかっていうところにかかってくるのかなという気がします。

既存の各種の団体、或いは、行政の方の取り組みのネットワーク化ということでネットワーク会議というように書いていただいているのですが、本文の方の第4章の触れ方が少し弱いかなというイメージで、原案の概要版の24ページだと視覚的にも少しわかりやすいんですが、できれば、現在それぞれのセクションでやっている取組を具体的にどういうケースはどのようなネットワークで、現場に伝えていくかという、解決の具体的な手法というんですかね。このようなネットワーク会議ってトップが集まって話し合っただけで終わってしまい、具体的に現場に落ちて行きづらいということがあるので、実効性のある計画ということで少し記載的に考慮できればというところを感じました。

○山下会長 それでは、皆様からいただいた質問と意見を少し私の方で要約するので、もし事務局から、答えられる範囲であれば、一括して、できる範囲でお願いします。

一つが、この計画のそれぞれの文言の内容について、いかがかということでした。これは、これから修正することも可能なのでご意見いただいたということです。

二つ目が、帰住先のことです。千葉市だけの話じゃなくて、県内や他県にもわたるもともとのお住まいのところがあつた場合で、犯罪をした人等という支援対象者が計画でいる中で、千葉市の計画としての有効性が、どのぐらいできるのかといったこと。

三つ目は、障害の種類といったものが、その支援において重要であるというときに、どういう人がキーパーソンとして、想定されているのか。

四つ目が、重層的な支援体制整備自体はこれから進めようとしているところですが、それがこの再犯防止推進計画との関連性で具体的にやるのが、見えてきそうなのか。

五つ目はご意見でしたけれども、法務関係、矯正関係機関におけるそもそもの支援において、ソーシャルワークに近いその生活支援といったものや、こうした基準、助成がどれぐらい行われているか、知りたいのだけれどもそうしたことはご存知かどうか。

次が、知的障害や認知症の方において、犯罪、再犯といった窃盗、盗んでしまうということが繰り返されるということ自体を、そもそも犯罪扱いとしていいんでしょうかといった、その地域福祉におけるその方々の認識について、議論が必要。

次が、こうした方々の再犯防止や支援において最も重要なのが、住まいと就労の充実という

ことなのではないか。

次が、帰住先に戻れないといった諸事情は、家族関係の他、その地域自体がその方を受けとめるといったことに実際は至っているわけだけど、そういうことが、この計画の推進の中でどのように考えていけばいいのか。

千葉県の社会福祉士会で、社会福祉士が刑事司法ソーシャルワークということで、10例ぐらい行っているということで、ひとつはそこになるのではないか。

最後あと二つですけれど、こういう計画について、人間性というか、人が受けとめるって言ったこと、地域の方が受けとめていくということはなかなかそれが難しい側面もあると。

最後が、計画の推進が、これからより重要ではないか。第4章の計画の推進のネットワークというのが、具体的にどのように進められることになるかを期待したいというようなご意見とご質問が混ざっていたところが、今までの委員の方々の整理ということでいいですか。

地域福祉計画よりもよっぽど難しい議論であることが伝わってくるんですけど、ちょっと進めさせていただきますね。ここまでのところで事務局から、できる限りでお願いします。

○事務局（富田部長） 色々貴重なご意見、ご質問ありがとうございます。

しっかりお答えできるかどうかちょっと自分でも不安ですけど、お答えをさせていただこうと思います。

まず、今もやっている事業ばかりというご指摘、今後にもつながるところだと思うんですけど、まず、やはり市の職員として、罪を犯した人というのが、私たちの支援対象者であるという認識が、これまでほとんどなかったというのが正直なところかと思っております。そして、一方では、この方は罪を犯した人ですよというような名札をつけて、町を歩いておられるわけではない。むしろ、それはひた隠されて然るべきというような状況になっておりますので、犯罪をした人の支援、そこに特化したものを市として考えていくという難しさを、非常にこの計画の策定過程において、感じているところでございます。その中で、先ほど事務局から説明させていただいた中にも、その方々の社会的背景というものがあるというお話も、申し上げました。例えば、もともと軽度の知的障害をお持ちであるとか、認知症があるとか、或いは貧困、それから生育過程でいろいろと考慮すべき事情があったなど、その方々の背景というものがある中で、これまで市がいろいろな施策として、対象者別に組み立ててきたもの、そちらに当てはめるといってまたちょっと違うかもしれないんですけど、罪を犯した方の更生という直接的な支援ではないかもしれないけれども、側面的な支援ができるものに関しては、犯罪をした人の支援にも通じるものがあるという認識を、それぞれの所管課がしっかりと持って、それに資するものとして、意識をしながら、施策を進めていく必要があるという、そういうことを表すのが一つの目的ではないかというふうに考えております。

これまで、市としては、連絡協議会のメンバーに加わってくださった、国・県の機関ですとか、犯罪をした人たちを直接支援しておられる方々ですとか、そういった方々とほとんど交わる機会がなかったというのが正直なところとして、この計画策定を目指して、そういう方々と交わって熱心に議論を交わす。そして、計画を第一歩として、これからもネットワークの会議として、そういう方々との協議を進め、市ができること、地域にどんなふうにそれをお示していくかというような議論を深めていくという、その第一歩になるのが計画なのではないかというふうに考えているということ。

それから、キーパーソンのお話は、本当に私たちも悩んでいるところでございますが、私も保健福祉センターにおりましたときに、ある日突然、来月出所だからちょっとケース会議に来てちょうだい、というようなお話を刑務所からいただいて、そして、その方の犯した罪がどのようなものかによるんですけども、やはり殺人や放火、そういった罪歴のある方ですとなかなか迎え入れるのが難しいというような中で、そのとき相談を受けた人が、たまたまキーパーソンとして、いろいろな関係者をつなぎ合わせて支援に当たるというのが現状でございます。

ですので、今後、その重層的支援体制を考えていく上で、例えば、どういう場合にキーパー

ソンになり、そして、長いスパンで寄り添い型の支援を行っていく、その意味でのキーパーソンが誰なのか。というようなことも、今、真剣に議論をしながら、市としてどういう体制を組むのが良いのかということを考えているところでございます。

ですので、確かに再犯防止推進計画と呼ぶには、非常に拙いものであるかもしれないんですけども、まずは、これまで交わったことのない方々と真剣に議論をして、そして計画を策定し、計画を第一歩として、その内容を深めていくこと。そして、その計画をたたき台として地域の方々と一緒に議論をしていくこと。そういうきっかけのための計画というふうにも思っております。

実は国の方でもいろいろな動きが始まっておりまして、一昨年度は、認知症のある高齢受刑者の地域支援をどういうふうにしていくかというのを、総務省、厚労省、そしていろいろな関係機関の人たちが集められた会議がありました。そこに私も参加させていただいて、やはりいろいろ誤解もあって、地域定着の方々からは、例えば養護老人ホームに入れるのに、市町村が動いてくれないというようなご意見があったりですとか、要は私たちがこんなに頑張っているのにというような話がたくさん出てきて、そして、私ども市の職員から言わせていただくと、やはりキーパーソンが明確ではない。支援の体系が明確ではない中で、とにかく、安住の地を見つけようと努力をしているんですっていうようなことを申し上げたんですが、やっぱり限界があるというようなところでそういうことを国も理解しようとして、いろいろな声を集めていただいておりますし、今回の地方の計画策定が努力義務とされたのも、市町村も我が事として一生懸命考えなさいということだと思っておりますので、現わせるものとして計画策定を決めたというような流れになっております。

あまりお答えになってないと思うんですけども、そのような考えのもとに、今回の計画案を作らせていただきました。地域福祉課長の方から、もうちょっと具体的な話があるかもしれませんけど。

○山下会長　どうぞ。

○事務局（和田課長）　はい。いただいたご意見は非常にごもつともであり、今、富田の方からも申し上げたような拙い内容であるというようなところは、その通りかもしれないというところが、正直あるかと思っております。

けれども、やはり富田の方からも申し上げましたようにこの計画を作ることのまず意義というところが、庁内、各課の中で、普段実施されている事業、施策が、実は再犯防止の視点にも通じるものがあるんだということを、それぞれ認識していただくというところが、一つ大きな庁内の意識醸成というようなところが、本計画の目的の一つであります。

そして、刑事司法関係機関の方々も、今まで国を中心に更生保護などについて、指導というような形で、実施をしてきたのですが、国の及ぶ範囲の外にその方の住む地域があるというような中で、やはりその地域の中で生活をしていく上で、何とか定着、安定させるようなところが、再犯防止に繋がっていくのではないかという国の考えに基づきまして、千葉市も含めた地方公共団体が、どのようなことができるのだろうかというふう考えたときには、やはり既存のこれまでの事業の中でやれることがあるのではないかというふうに考えております。

この計画を作るにあたって、施策の掲載協力なども、各課にご説明に回って、ご理解をいただけたところ、ご理解をちょっといただけなかったところとあったわけですけども、少なくともそのような理解というところを、庁内の中でも少しずつ増やしていくためのきっかけになるのではないかと思っております。

また、この千葉市の再犯防止推進計画の一番の目玉と考えておりますのが、重層的・包括的相談支援体制の構築の部分でございます。こちら先ほど富田の説明の通り、今まで誰がキーパーソンとなって支援をしていくかということが明確ではなく、たまたま相談を受けた一担当職員が、どういうふうにやっていったらいいのかというところを、自分のこれまでの経験・知識を伝手に、関係する部署に声をかけながら支援を行っていたという、いわゆる属人的な支

援というところに留まっていたようなところがあります。

このようなところを、重層的・包括的というような形で、組織で動いていくような形を構築できないかという議論を、昨年度から続けてきているわけでございまして、この再犯防止のために重層的をやるわけでは決していないのですが、この重層的・包括的の議論の中には、再犯防止に関する支援を必要とする方への支援も、十分当てはまるのではないかと考えております。こちらの体制の構築というところを、この計画の一番の柱というような形にしていきたいと所管課としては考えているところでございます。

あとは、住まい・就労のところが一番大事であるということ、ご意見としていただいております。

これはまさにおっしゃる通りでございまして、住むところ、働く場所というところが、生活安定の第1の条件であるというところを、私どもも十分認識しているところでございます。

それに関しても、この重層的・包括的相談支援の枠の中で、一緒に寄り添うような仕組みを作って、それぞれの支援、就労支援、教育支援というようなところに結びつけていきたいというところを、これから考えていきたいと思っております。

あと、この計画の評価が非常に難しいというご意見は、まさにその通りでございまして、再犯を防止するという計画ですけれども、再犯率を下げるというところが、具体的にどのような施策を講じたから、再犯率が下がりましたというところを、直接的に言うことができるような施策がなかなかないような、それぞれの取り組みの集合の結果、それも千葉県単独だけではなくて、県内、或いは全国というようなレベルの中で、再犯の率が下がっていくというところが、結果として現れることによって、この取り組みも寄与しているところを確認するしかないのかなというところは正直あるかと思っております。

ただ、そういった中でもそれぞれの施策をやっていくことによって、このような支援に繋がったですとか、そういった事例のようなものを、少しずつでも積み上げていき、それを外に出せるような形で支援をしていければ、定量的な評価というところがなかなか難しい計画でございますので、そういったプロセス、定性的な部分において、評価をしていく事が中心になるのではないかなと考えているところでございます。説明がまとまりませんが、よろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

事務局からの回答でしたけれども、皆様のご意見、ご質問がございますか。

○武井委員 今、説明を聞いてある程度はわかったような気がするんですけど、ただ、実際に、地域に生きている人達の中には、そういう犯罪を犯した人もいないわけではないと思います。いわゆる刑余者というのでしょうか。そういう人と、一般の人の、実際福祉サービスの受け方で差をつけようと思っているのか、そうではなくてそこの中に入れようと思っているのか、その辺がどうもこの内容を読んでもわからないのです。一般の人の中に入って行って、これがこうなりますよっていう書き方をほとんどされているわけですね。そうすると、この計画を作って、何か違いをつけようとしているのか、そうではなくて、もっと地域の中に受け入れるっていうか、そういう一般の人と同じように早くしたいと思っているのか。もしくは、現在一般の人の中で、刑余者との間に差があるというような認識を持っていて、それを直そうと思っているのか。計画の趣旨が読み取れないというか、よくわからないのですけれども。

○山下会長 はい。私の方で引き取って良いですか。

再犯防止推進計画って再犯防止がひとり歩きしていくと、今の武井委員の話になって、さらに再犯させないっていった時に、どうすればいいかっていうことにすごく注目していくことになると思います。

薬物依存の方や窃盗の方だとか、計画原案の35ページ以降にリーフレットを配ったり、人数で数値化してあるところは、既存事業でも手当していると言った方が良いのかなと思いま

す。また、そういう機会をしっかりと作っていかうってということが、数値化できているので、予防的というか治療的ということになるかと思いますが、平時の施策ではありますけど、計画に取り込んでいて、計画の中でもしっかりと位置付けながら、取り組んでいかうということだと思います。

それともう一つは、地域生活定着支援センターというのは、市では無く、県に設置されている全国的な施策です。矯正関係の仕組みは国から県という流れがあります。千葉市の場合、政令指定都市だから県と同じ扱いの事務もありますけど、今回の計画においては市町村扱いなので、千葉市としてどうするかっていう話は、この更生保護関係では、特別の施策があるわけではないです。だけれども、政令指定都市で97万人の人口ですし、千葉県の中で一番人口が多いし、都会ですからそうした方々が集まっている。市としては、国が策定した、県が策定した、千葉市も努力義務になった再犯防止推進計画は、積極的に計画を立てようといったところがまず入口だと思います。

先ほどの部長の説明で、皆さん分かりやすかったと思いますが、誰がどのように何をするかっていう第一段階としては、それぞれの施策で各課に横断的に、こうした計画推進において、関わりのある課があるので、この計画において私たちが関係ないと言わず、その接点を明確にさせるところから、まず行政責任を果たしていこうということです。また民間団体等において再犯防止に取り組んでいるところも、この計画を意識しながら、着実に推進していこうということだと思います。

そうすると、武井委員の話にあった地域に暮らす人と刑余者っていう感覚ですけども、刑余者はすでに刑を終えているので、そういう意味では一般扱いなんですけど、ただ、依存症だとか、薬物だとか、或いは家族関係による非行、さらに進める恐れがあるところには、特別な介入だとか、継続的な治療が必要なんで、それはそれでまた、すでにある施策の中で動かしていくってところが、この中に盛り込まれているが、その結果が再犯防止になるのかといったことが、今のこの会議の中で、少し混乱というか当然のように混乱しながら、議論が進んでいるというのは、私が進行しながら感じました。

私も皆さんの先ほどのご意見について、まず事務局から、お答えというか答弁いただきましたけれども、まず記述内容については、関係する団体の方々と事務局でかなり練り込まれて作られているという経緯は伺っていて、千葉県が策定した計画はかなり頑張ったそうで、モデル事業をしながら入れていって、かなり気持ちが入っているといったことを聞いております。

それを参考にしながら千葉市の方でも作られている。何が重要かということ、関係する団体の方がコラムという形で、所信表明だったり、団体紹介をしていて、計画の推進は、これからやっていきますっていう決意表明みたいなものを込めているところにメッセージ性があるちょっと珍しい計画です。

ですから、このコラムの、掲載されている団体で特に福祉団体等については、もう一度読み直していただいて、それぞれの団体で本当にこの内容で、この再犯防止推進計画に載せる内容となっているか、ちょっと確認したほうがいい団体もありそうですから、そこはまた、武井委員のご指摘に、本文の内容そのものもそうですが、一つ整理していけばいいかと思います。

次が、キーパーソンの話なんですけれども、キーパーソンっていう言葉自体がソーシャルワークで、三、四十年前ぐらいから言われているんですけど、今、キーパーソンは一人の時代なのかってのは私も少しひねくれた考え方で、こういう課題は、重荷は担い合う方がいいので、キーパーソンは一人じゃない。一番初めに関わった方は、運命的にそういう関わりを続けてくださると嬉しいんですが、それが難しいんですしたらそれはネットワークとか、チームワークで対応するにしても、はじめに見つけたその人とか、たまたま言われたその人が全部やるっていうことではなくて、関係する方が担い合うことによって、チームの支援をしていくと。

それが先ほどの、刑事司法ソーシャルワークが社会福祉士と弁護士がペアで進めていく、対等な関係で進めていくというチームワークの一つでしょうし、誰がやるんだって言った議論を

もう少し厚みを持った、メッセージ性を作っていくというのが大事だと思います。

最後に、住まいと就労からまず始めていくっていうような、こういうことも含めてのことなのですが、この再犯防止の評価は何なんだと。

つまり、住宅がしっかりして働いていれば、とりあえず寝るところ、食べる事に困らないから再犯をするということは軽減されるのですが、その評価などを何にするかということについては非常に抽象的で申し訳ないのですが、私がこの計画を拝見したところ、重要な評価は「1人ぼっちにさせない」ということだと思います。

つまり、この方が、結果1人ぼっちになっていないといったことを、千葉市の中で取り扱う。犯罪をした人等というものの中で、一人ぼっちにしていけないということを行政の役割やそれぞれの機関の役割を担いながら、説明できるということが、そんなに件数が多いわけではないはずですので、一つ一つそれを、エピソードにして私たちが共有していくということから始めていくのが、この計画で、それでそのネットワークの方にぜひ伝えていただきながら、この計画の管理は私たちの方で預からせていただくと。こういう流れがこの第一期の策定においては、一番良い気がしているのですが、皆様いかがでしょうか。何かご意見があれば。

○齋藤（一）委員 はい。あまり理解できていない中でこういう発言をするのもどうかと思うのですが、いわゆる司法と社会福祉とのすり合わせというのは非常に難しいなっていう感じがするんですね。司法の方ですと、例えば地元の活動をしてる方というと保護司さんという形になりますけれども、ここに流れてくる情報っていうのは、かなりの情報が流れてくるわけですね。これはプライバシーの問題なんですけれども、犯罪者ということで、この方が再犯をするんじゃないかとかっていうような視点で考えたときに、これ非常に大きな問題があると感じるんですね。社会福祉っていう立場で考えれば、そういったことではなくて、ちょっと視点がそれるかもしれませんけれども、市民一般向けに、再犯の防止というような視点で啓発をしていく。その啓発をしていくとともに、再犯にならないような措置を講じていかなければいけないだろうと、そんな感じがしております。そこにキーパーソンという言葉も出ておるんですけども、私ども民生委員という立場で考えたときに、地域であらゆる相談、悩み事があった場合に、それを聞かなければいけない。寄り添うというのがまず一つ活動としてありますので、それは再犯防止だけではないわけですね。そういった活動の中で、私どもの役割というのが大きいのかなと感じております。

○山下会長 わかります、ありがとうございます。民生委員法の15条にそのような相談の取り扱いであったり、秘密を守るというものがあります。法務省の方でも17事項ぐらいの、特に強化すべき人権配慮事項みたいなものがあり、あらゆる相談を民生委員が受けていくと、その時に罪を犯した人という、聞き方ではなくて、目の前にいる人に寄り添っていくという、そういうところから始めていただく姿勢を示すというふうに、非常に重要なご意見だと思います。

ということで、初めて、地域福祉専門分科会での再犯防止推進といったことについても取り扱う時代になりまして、千葉市の各部局の行政の役割と人のその福祉の関連事業というものが、こうしたことを主語にしたときにどのぐらい当てはまるのかっていうのが、今回計画に当てはめられていて、数字的にはそんなに、たくさんの方が対象になるようなものではないだけに、プライバシーの保護を守りながら、事例的な共有を少ししていかなないと、これ以上の議論もなかなか進みにくいというのも、皆様のご意見でよく伝わって参りました。

とりあえず、時間がないといったところですけども、大筋の枠組みで、若干の修正の必要があるということについては事務局の方にご連絡いただくということで、最終的には事務局と私の方で対応させていただくというような、取り扱いでよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○山下会長 ありがとうございます。初めての計画になりますので事務局の方とも、職務代理の初芝委員とも調整しながら進めて参りたいと思います。

それでは、議題2は以上となります。

(5) 報告事項1 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 開催予定について

○山下会長 続きまして次第の報告事項1、千葉市社会福祉審議会開催予定について入らせていただきます。説明をお願いします。

○事務局（和田課長） 地域福祉課の和田でございます。

報告事項として1点、「千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会の開催予定について」説明いたします。お配りした資料3に基づき説明させていただきますので、資料3をご覧ください。

資料の説明の前に、本分科会の審議事項の多くを占めます、地域福祉計画の部分について触れさせていただきます。

本分科会において、これまでご審議いただきました本市の地域福祉計画ですが、住民同士の支え合いの取組みを記載しております区支え合いのまち推進計画と、これを下支えする地域福祉の基盤整備のために市が行う取組みを記載しております市計画で構成されております。第5期地域福祉計画の策定作業を終えたばかりではございますが、来年度、令和5年度中に計画の中間見直しを行うことを予定しておりますので、今年度と来年度の本分科会では、中間見直しに向けた審議と、年度ごとの各区支え合いのまち推進計画の取組状況及び市の取組みに関する報告が、議題等の中心となってまいります。それでは、資料の説明に入らせていただきます。

今年度につきましては、資料に記載のとおり、残り2回の開催を予定しております。

第2回目は、本年12月に開催を予定しております。内容としましては、第5期地域福祉計画の中間見直しについて、見直しのポイントや方向性について議論していただくとともに、令和3年度の「各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況」についての報告を予定しております。また、再犯防止推進計画の最終案の審議も予定しております。

第3回目は、年度末の3月に、第5期地域福祉計画の中間見直しについて、第2回目の審議を踏まえ、見直しのポイントや方向性を確定させたいと考えております。

そして、来年度の令和5年度は、第5期地域福祉計画の中間見直しの作業を完結させるために、資料に記載のとおり、通常地域福祉計画の策定年度と同様に、3回の開催を予定しております。

このうち、第1回目の7月には、令和4年度、つまり今年度の各区における支え合いのまち推進計画の取組状況の報告を行うことを考えております。

第2回目の11月に見直し計画の原案を、第3回目の3月に見直し計画の最終案の審議を行い、第5期地域福祉計画の中間見直しを決定してまいりたいと考えております。

地域福祉計画のうち、市が行う取組みに関する部分については、当課を中心に、必要に応じて関係課と調整しながら作業を進めてまいります。区支え合いのまち推進計画の部分につきましては、各区支え合いのまち推進協議会の中で議論を進めていただき、内容を確定させ、取りまとめたいただいたものを本分科会にご報告するという流れになります。本分科会の開催スケジュールに合わせて、各区支え合いのまち推進協議会においてご検討いただくようお願いしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。本分科会でのご審議につきまして、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○山下会長 それではただいま事務局の説明について、ご意見ご質問ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

今回の中間見直しについて、ポストコロナ、ウィズコロナというコロナ禍における課題がひとつあるというのが、中間見直しで重要なものと、その評価については、各区の計画、策定に関わられている委員の方々からの動きがあるので、そうしたことに対する配慮が必要です。

報告にあたっては、千葉市社会福祉協議会のお決めになることですが、千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と、その地域福祉計画が具体的に策定するようなことについて、今一度通せないのか、事務局で学習会をするなどしてそろそろ整理を始めてくるような時期に入っています。

それ以外に千葉市行政の方では、千葉市地域福祉計画は上位計画というふうに、国の整理ではなっているんですけども、ただ、横断的な千葉市の中では、その辺の整理はしっかりできていないというふうに聞いたりしています。この前の審議会の方では、そういうような形にしましたが、エル字型構造の上位計画という説明をしましたが。上位計画という発想に立てることができるかどうか。庁内で決断される時期になるかと思えます。

そうしないと重層的支援体制整備が重要だと言っていることと、齟齬が生じてくるので、宿題であるかと思えます。皆さん何かございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、次第のその他に移りたいと思いますが、何かございますか。事務局の方でも特になしとして良いですか。では、この進行を事務局にお戻しいたします。

(6) 閉会

○事務局（井本主査）　ここで、事務局から3点ほどご連絡いたします。1点目、本日の委員報酬です。8月の中旬ごろに、ご指定の口座に振り込みさせていただく予定です。千葉市への登録コード変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取り扱いについてです。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦委員の皆様にかけてくるため、報告させていただきます。その後、会長に議事録の署名をいただき、正式な議事録となりまして、インターネットでの公開となります。

3点目は、先ほどの報告事項にもありました通り、次回開催は、12月下旬頃となります。詳細につきましては、後日、通知を郵送させていただく予定ですので、引き続きよろしく願いいたします。事務局からの連絡は以上となります。

それではこれもちまして、本日の千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を閉会させていただきます。

皆様ご多忙のところ、貴重なお時間をいただき、どうもありがとうございました。